



幼児教育・保育の無償化と 宮古市の独自支援について

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

宮古市では、国の無償化制度の対象とならない方に対しても、独自の軽減支援を行います。

国の制度と市の独自支援策による実際の支援の内容と必要な手続き等について、次のとおり御案内します。ただし、市の独自支援を利用できるのは、宮古市民に限ります。

●満3歳から就学前までの全ての期間で、幼稚園等の利用料（保育料）が無料になります。併せて、副食費も月額4,500円を超えない範囲で軽減します。

◆3歳以上の副食費（おかず・おやつ代）は、保育料から切り離され実費徴収されることになりましたが、その費用についても月額ひとり4,500円を上限として市が支援します。

●預かり保育の利用料は、利用日数に応じ、月額11,300円または日額450円のどちらか低い金額まで無料になります。

（※満3歳になってから最初の3月31日までの間は月額16,300円または日額450円のどちらか低い金額まで）

■預かり保育の利用料が無料となるのは「保育の必要性」がある方に限ります。

「保育の必要性」については、認可保育所の利用と同等の要件（就労等）があります。

■「保育の必要性」がない場合でも、預かり保育は利用できます。（有料での利用となります。）

●必要な手続きは、「預かり保育の利用料を無償とするための認定申請（子育てのための施設等利用給付認定申請）」と「副食費の給付を受けるための認定申請（子どものための補足給付認定申請）」の2種類です。園を通じて必要な書類をお届けします。

幼稚園等の1号利用分の保育料については、国の制度により自動的に無償となります。

◆「預かり保育の利用料を無償とするための認定申請」は国の制度利用のための申請、「副食費の給付を受けるための認定申請」は市の制度利用のための申請となります。

◆副食費については、保護者に代わって園が市に請求する方法をとるため、通常、保護者の負担はありません。副食費の金額が月額4,500円を超えた場合のみ、その差額が保護者に請求されます。（園が定める副食費の額によって変わります。）

◆それぞれの認定申請について、国の制度による無償化対象なのか、市の補足給付の申請対象なのかを園を通じてお知らせします。申請が必要な方には園を通じてご案内します。

◆行事費、教材費、通園バス利用料などは、これまでどおり保護者の負担となります。

※幼稚園や認定こども園を教育利用しながら預かり保育も利用している方は、他の保育サービス（ファミリーサポートセンター等）の利用料は無料となりません。（有料での利用となります。）

お問い合わせ：宮古市こども課子育て支援係 電話 68-9084

保育の必要性と無償化の関係性は、下の表のようになっています。

		保育の必要性なし	保育の必要性 あり
幼稚園、認定こども園の1号利用の保育料		保育の必要性の有無に関わらず無料	
預かり保育の利用料	3歳になった日から最初の4月1日まで	有料	無料(市の補足給付対象) ※認定申請が必要です。
	上記以降		無料(国の無償化対象) ※認定申請が必要です。

■保育の必要性があるとは？

保護者である父・母ともに、就労、妊娠・出産（母のみ）、疾病・障がい、介護等、災害復旧、求職活動、就学などの理由により、日中、子どもを保育することができない事由があることです。

